



平成 27 年 7 月 28 日

各 位

会社名 井関農機株式会社
代表者名 代表取締役 木村典之
コード番号 6 3 1 0
上場取引所 東証 第 1 部
問合せ先 IR・広報室長 鈴木文利
(TEL. 03-5604-7709)

施設事業における主たる営業所の登録変更に関するお知らせ

当社は、施設事業における主たる営業所の登録につきまして下記のとおり変更いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 主たる営業所変更の目的

当社はこれまで施設事業の主たる営業所を東京本社事務所としておりましたが、施設事業部の主要業務が愛媛県砥部事業所に集中していることから、施設事業の業務効率化を目的として、砥部事業所に変更することといたしました。

2. 主たる営業所変更に伴う特定建設業許可変更の内容

	変更前	変更後
【主たる営業所】 経營業務の管理責任者 専任技術者	東京本社事務所 多田 進 大倉 民夫	砥部事業所 木下 榮一郎 大野 雄三
【特定建設業の許可】 許可番号 許可の有効期間 建設業の種類	国土交通大臣 (特-27)第 4066 号 平成 27 年 5 月 10 日から 平成 32 年 5 月 9 日まで 建築工事業 機械器具設置工事業	愛媛県知事 (特-27)第 17547 号 平成 27 年 7 月 27 日から 平成 32 年 7 月 26 日まで 建築工事業 機械器具設置工事業

※登録変更により国土交通大臣による許可（特-27）第 4066 号は建設業法第 9 条第 1 項の規定により、愛媛県知事の許可を受けたことにより効力を失っております。

3. 建設業法に基づく監督処分 of 継続について

当社は、平成 27 年 7 月 16 日にお知らせのとおり、同日付けで国土交通省関東地方整備局より、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止処分を受けております。

平成 27 年 7 月 27 日付けで、国土交通大臣許可から愛媛県知事許可へ変更をいたしました。営業停止命令は引き続き継続されます。

- ・停止を命じられた営業の範囲

全国における建築工事業及び機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

- ・営業停止期間 平成 27 年 7 月 31 日～平成 27 年 8 月 29 日までの 30 日間

以上